

# 新型コロナ感染拡大 医療機関で使える給付・助成、制度融資

2020年5月8日現在

給付	<b>持続化給付金</b> 感染症拡大で、特に大きな影響を受けている事業者の事業全般に使える給付金。5月1日より申請受付(専用HPから)		<b>問い合わせ</b> 持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570(直通) 03-6831-0613(IP電話専用)	
	対象	新型コロナ感染症の影響で売上が前年同月比▲50%以上減少		
融資	給付額	[前年総売上-前年同月比▲50%月の売上×12カ月]で算出 上限=法人200万円・個人100万円	<b>問い合わせ</b> 日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル(0120-154-505) <b>沖縄県の方</b> 沖縄振興開発金融公庫 融資二部 中小企業融資第一班 (098-941-1785)	
	<b>政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付</b> 融資後3年間の金利を引き下げ、運転資金・設備資金を無担保融資。 要件を満たせば実質無利子			
	対象	最近1カ月の売上高が前年又は前々年同期比▲5%以上減少		
	限度額	6000万円(国民事業)・3億円(中小事業)		
	利率	当初3年間は基準金利マイナス0.9% ※特別利子補給制度により当初3年間は実質無利子になる場合がある		
保証	期間	設備資金20年以内、運転資金15年以内(いずれも据置期間5年以内)	<b>問い合わせ</b> 福祉医療機構 東日本:医療審査課 融資相談係(03-3438-9940) 西日本:大阪支店医療審査課 融資相談係(06-6252-0219)	
	<b>独立行政法人福祉医療機構「医療貸付」</b> 新型コロナウイルスの感染により事業停止等になった医療関係施設向け優遇融資			
	限度額	4000万円(診療所)		
	利率	当初5年間は無利子(6年目以降0.2%)		
	期間	15年(据置期間5年以内)		
助成	<b>信用保証協会 セーフティネット保証4号・5号</b> 一般保証と別枠で借入債務を保証。融資との併用で金利と保証料の減免措置がある		<b>問い合わせ</b> お近くの信用保証協会 または中小企業金融相談窓口 (0570-783183)	
	対象・保証範囲	4号=最近1カ月の売上高が前年同月比▲20%以上減少・100%保証。5号=同▲5%以上減少・80%保証		
	保証限度額	2.8億円(一般保証と別枠／4号・5号は併用可)		
雇用調整助成金の特例【拡充】	休業、事業縮小等をした事業主がスタッフ(非正規含む)に支払った賃金、休業手当等の一部を助成。 新型コロナ感染症の影響を受ける事業主を対象に以下の特例が設けられ、拡充		<b>問い合わせ</b> 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談センター (0120-60-3999)	
	対象期間	4月1日～6月30日の休業(4月8日以降の休業は下記※が適用)		
	対象	最近1カ月の売上が前年同月比▲5%以上減少		
	助成額	1日8330円を上限に、支払った賃金等の9/10(解雇等していない場合)を助成 ※賃金の60%を超えて支給する場合は、60%を超える分について10/10を助成		
	支給日数上限	上記対象期間中の100日(通常の日数上限100日と別枠)		
小学校休業等対応助成金	<b>小学校休業等対応助成金</b> 小学校の臨時休業等で出勤できないスタッフに、賃金相当額全額を支払った場合の事業主に対する助成		<b>問い合わせ</b> 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談センター (0120-60-3999)	
	対象期間	2月27日～6月30日の間に取得した休暇		
	対象事業主	小学校等に通う子の世話を保護者として行うことが必要なスタッフ(非正規含む)に特別の有給休暇を取得させ、賃金全額を支払った事業主		
	助成額	1日8330円を上限に、休暇中に支払った賃金相当額		